

令和7年風営法改正により**罰則が強化**されました!!

特に無許可営業は罰則が重く、法人に対しては**最大3億円**の罰金、
個人に対しては**5年以下の拘禁/最大1000万円の罰金**となります。



風俗営業許可を取らずに行う
カウンター越しの接待行為



他人名義での許可取得



これらは無許可営業に問われる可能性があります。

※警告なしで即検挙の事例もあります!!